

各 県 立 学 校 長 様

体 育 保 健 課 長

県立学校における緊急事態宣言下の部活動について

緊急事態宣言適用期間中の部活動については、「緊急事態措置を実施すべき区域となることを踏まえた県立学校における対応について」(令和3年8月18日付け教体第1415号)による通知に加え、過日、知事からの要請を受け、「県内の新規感染者急増を踏まえた学校の感染防止対策の徹底」(令和3年8月23日付け教体第1423号)にて、さらなる強化対策として、「部活動の活動エリアを校内に限定し、学校関係者以外の協力を自粛する」等についてお知らせしたところです。

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進む中で、全国的に新規感染者数が急速に増加し、県下でも夏季休業期間中の部活動などで相次いでクラスターが確認されており、10代の若者の感染も8月に入ってすでに1,400人を超過するなど、これまでに経験したことのない厳しい局面が続いています。

こうした状況を踏まえ、他府県においてはすでに部活動を全面的に休止もしくは近日中にも活動休止を検討しているところもあるほか、学校内での感染者やクラスターの発生状況次第では「一斉の臨時休業措置」を講じる可能性を示唆されている府県もあります。こうした事態とならないよう一刻も早く現下の感染拡大を抑えることが必要であり、学校や家庭においても感染拡大への危機感を共有し、改めて感染症対策の徹底を図ることが重要です。

については、各学校においては、多くのクラスターの起因との指摘のある部活動で感染が確認された際には下記の対応をお願いします。

各学校におかれましては、新学期を迎えるに当たり、学校内での感染拡大防止に向けて警戒を強め、生徒への指導や衛生環境の整備、発生時の教職員の対処方法等について再確認するなど新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

記

「部内での感染者が発症した場合(部員同士、顧問と部員等)は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認する。(※)」(県対処方針より抜粋)

8月27日(金)～8月29日(日)は上記内容が適用され、全部活動へ連絡が必要なため、該当する部活動の顧問の先生方は必ず管理職へ連絡をお願いします。

※ 同一部活動における感染(部員同士、顧問と部員等による感染であり、その他の感染は含まない)が確認された場合は、最低1日間は全ての部活動を休止し、再発防止にむけ全職員で感染対策を再確認・体制を整える。

<本件連絡先>

- 運動部活動に関すること
体育保健課学校体育班 (078-362-3787)
- 文化部活動に関すること
高校教育課生徒指導班 (078-362-3778)